

経済危機下のいわゆる保護主義を巡る動向と経済産業省の対応

はじめに 本稿の位置づけ

経済危機発生以降、世界各国で保護主義的傾向が高まり、これに対し、内外で保護主義を抑止する取組が行われている。本稿では、これらの動向の概要を整理している。本稿は経済産業省が作成したものであり、「不公正貿易報告書」の一部を構成するものではないが、内容が報告書と密接な関係を持つことから、報告書の公表に併せ、参考資料として公表することとした。(保護主義と、報告書の原則である「ルール志向」との関係については、本稿末尾の「【参考】保護主義とルール志向の関係」参照。)

1. いわゆる保護主義的な措置に関する考え方

昨年9月のリーマンショックを契機として世界的な経済危機が発生して以降、自国産業への支援や雇用確保のためと思われる保護主義的措置の導入を求める政治的圧力が各国で高まっている。

そうした国内の圧力を受けて保護主義に陥る国があると、他国の追随や報復などの連鎖を招き、世界全体に保護主義が蔓延してしまうおそれがある。戦後に確立された多角的自由貿易体制は、まさに保護主義の防波堤としての役割を担っている。

1929年のブラックサザーズデーに端を発する大恐慌への対応として、1930年代に各国において関税引上げ、為替切下げ、ブロック経済化などの保護主義的な措置が連鎖的に導入されたことが先の大戦の原因の一つと言われている¹。そうした反省から、WTOの前身たるGATTを含むブレトンウッズ体制が形成された。

1930年代の教訓を活かし、“保護主義の蔓延”を防ぐためには、現在交渉中のドーハ・ラウンドを妥結することが最も重要である。さらに、各国が導入する措置を相互に監視し、それが保護主義の連鎖への引き金とならないように相互に自制を求めていかなければならない。

ただし、何にでも保護主義のレッテルを貼ることは建設的ではなく、政策目的が合理的であれば、より貿易歪曲的でない代替措置の導入へ変更するなどの対応により問題が解決することもある。

従って、個々の措置ごとに、対話から法的手段に至るまで様々な取るべき対応を適確に見極めなければならない。

¹ John H. Jackson, *The World Trading System: Law and Policy of International Economic Relations (second edition)*, The MIT Press Cambridge, Massachusetts London, England.

John H. Jackson, William J. Davey, and Alan O. Sykes, Jr. (1995) *Legal Problems of International Economic Relations 3rd ed.: cases, materials and text on the national and international regulation of transnational economic relations*, West Publishing Co.

2. WTOによる取組等

現下の経済危機において、10月以降アルゼンチンが幅広い物品に輸入許可制を導入、11月以降インドが鉄鋼製品の関税を引き上げ、翌年1月以降ロシアが自動車関税を引き上げ、そして、2月には、米国が再生・再投資法においてバイ・アメリカン条項を導入するといった世界主要国での貿易制限的な措置を講じる傾向が高まり、そうした動きをどのようにくい止めていくべきかが国際的な課題となってきた。

WTOにおいては、経済危機への対応の一環として、ラミーWTO事務局長は、10月14日の一般理事会においてWTO事務局官房内に金融危機がWTOルールのあらゆる側面に与える影響を検討していく作業部隊（Task Force）を設立すると表明した。

保護主義の防止は国際的な課題となり、11月15日ワシントン金融・世界経済に関する首脳声明や11月22日APEC首脳リマ声明において、保護主義の自制について政治的決意が表明されるに至った。

その後、12月17、18日に行われた貿易交渉委員会及び一般理事会において、ラミー事務局長は、金融危機後に生じた貿易措置を事後点検する責任があり、Task Forceが定期的にその内容を更新していく、と表明した。

翌年2009年1月26日にWTO事務局は、Task Forceが作業した貿易措置の監視結果をWTO加盟国へ報告した。ただし、公表されない作業文書としての扱いになっており、WTO事務局長の責任の下、TPRM（貿易政策検討制度）のパラグラフG（国際貿易環境の進展に関する概況報告）に基づき実施している。それは多角的貿易体制に影響を及ぼす政策に関して事実の報告を行ったものであり、何ら法的な効果や含意を与えるものではないとした。

当該報告書をもとにWTO・TPRB（貿易政策検討機関）が、2月9日非公式に開催された。多くの国からWTO事務局が行う監視について支持や協力の賛同が寄せられる一方、一部の国からTPRBでこうした監視を行うことの正当性を疑問視する意見も出された。併せて、正確性、包括性など報告書の精度を高める方策や、対象範囲の拡大（貿易に影響を与える措置を幅広く取り上げること）について議論された。特に、途上国からは、先進国に顕著である特定産業への補助金といった貿易歪曲効果の高いものを取り上げるべきとの指摘が多くあった。

日本をはじめとする加盟各国が提供した情報に基づいて、ラミー事務局長から1月26日付報告書の改訂版を3月26日に加盟国へ報告した。

ラミー事務局長は報告書改訂版をベースに、4月2日のロンドン・サミットにおいて、各国の保護主義措置の導入の実態を紹介し、各国に自制を求めたところ、首脳宣言においては「投資及び物品・サービス貿易に対する新たな障壁を設け、輸出規制を課し、WTOに整合的でない輸出促進措置を講じることを自制する。加えて、我々はこのような措置を講じた場合には速やかに是正する。」ということがあらためて首脳の政治的決意としてあらためて確認された。また、4月14日、WTO・TPRB非公式会合にて、WTO事務局が3ヶ月毎に貿易関連措置の動向を報告し、結果はホームページへの掲載により一般に公表することが

提案され、加盟国・地域に了承された。²

3. 経済産業省の対応

経済産業省としては、現下の経済危機の前から、日本企業の輸出等を阻害する外国の政府措置について情報を収集し、必要に応じて改善を働きかけるなどの対応を行っていた。しかし、経済危機の発生後、そうした輸出等企業の経済活動に影響を及ぼしうる外国政府の措置が急速に増加した。このため、措置に関する原典となる海外法令の確認、WTO 等国际ルールとの整合性の確認、他国への申し入れや代替案提示といった具体的対応を迅速かつ公平に行う必要性が高まった。

このような状況において、上記 2. で解説した WTO における貿易措置監視強化の動きがあった。1 月 31 日、ダボスにおける二階大臣とラミー WTO 事務局長との会議で、ラミー事務局長から WTO が行う貿易措置監視への日本の情報提供協力の求めもあった。そうした背景の中で、日本政府は、WTO の監視を支持し、透明性を高めるための作業に対する協力を表明した。2 月 12 日には、経済産業省は、関係省庁、JETRO 等の関係機関とともに保護貿易措置の監視体制を強化することとし、WTO に情報提供を行っていくこととなった。³

経済産業省は、問題とされる外国政府措置の存否・内容については、客観的な資料に基づいて検証されるべきであるとの考え方に立ち、各国の政府発表や公的文書などを直接確認し、各国における措置の正確な内容を把握することとしている。同時に、各国が採用した措置の背景事情と政策目的とを正確に理解するのが重要であり、その点の慎重な情報収集及び分析を行い、関係省庁や政府関係機関と連携を取りつつ、相手国に個別に申し入れを行う等の対応を取ってきている。

監視体制の強化を通じて把握された貿易措置は 30 カ国、約 130 件であるが、その中から、以下の考え方に則って別表のとおり列举する (2009 年 5 月現在)。

- 昨年 9 月の金融危機以降に導入された (もしくは導入検討が明らかになった) もの
- 11 月 15 日金融・世界経済に関する首脳声明 (参考資料参照)、11 月 22 日 APEC 首脳リマ声明、4 月 2 日 ロンドン・サミット首脳声明 (参考資料参照)

² 3 月 26 日付の WTO 事務局作成の貿易関連措置に関する調査の結果

(http://www.wto.org/english/news_e/news09_e/trdev_dg_report_14apr09_e.doc)

³ 2 月 12 日付、経済産業省発表資料「保護貿易措置の監視体制の強化について」

1. 深刻な経済危機の下、世界で保護主義的傾向が強まっている現状を踏まえ、経済産業省は、日本貿易振興機構 (JETRO) (※) や関係省庁と連携し、企業活動に影響を与えうる貿易措置を迅速に把握し、対応するための体制を強化することとした。
2. また、現在、世界貿易機関 (WTO) も各国の貿易政策を監視しており、把握した情報は WTO に提供する。

※ 日本貿易振興機構 (JETRO) は、1 月 30 日に「ジェトロ海外ビジネス緊急支援対策」を発表し、保護主義的動向についても情報の収集・提供の体制を整えている。

料参照) でコミットされた“投資あるいは物品・サービスの貿易に対する新たな障壁を設けず、新たな輸出制限を課さず、WTO と整合的でない輸出刺激策をとらない”との内容に反すると経済産業省が考える措置で、かつ我が国経済や企業活動に影響が生じ得ると考えられる措置

- ※ なお、別表の措置については、既存のルールに明確に違反しないものもあるため、法律的な措置をとっているわけではないが、上記既述のとおり、経済産業省は関係省や政府関係機関と連携を取りつつ、相手国に個別に申し入れを行う等の対応を取ってきている。

【参考】保護主義とルール志向の関係

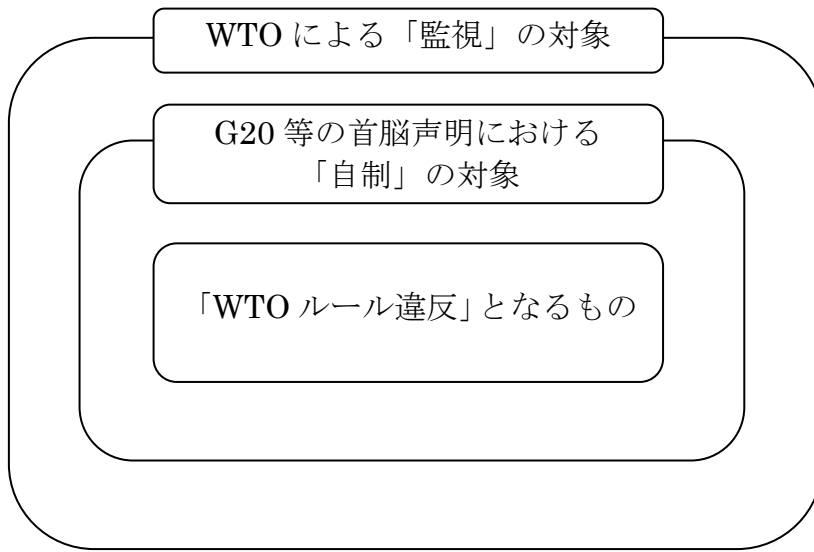
不公正貿易報告書で取り上げる措置は、報告書序論に述べられているとおり、「ルール志向型基準」の考え方に従い、WTO 協定等の国際的な法規範に反するものの中から選択されている。

これに対し、いわゆる保護主義的な措置とは、国内の産業や雇用を保護するために貿易や投資を制限する措置を広く指す。その中には、WTO 協定上は許容されているものも含まれる。例えば、WTO の譲許税率を超えない範囲での関税引上げは、WTO 協定上の権利であるが、その目的、態様によっては保護主義的な措置と捉えられる可能性がある。

G20 首脳声明で自制するとされている対象は、「投資及び物品・サービス貿易に対する新たな障壁」、「輸出規制」及び「WTO に整合的でない輸出促進措置」である。最後の「輸出促進措置」については WTO に整合的なものは自制の対象外であるが、前二者は、WTO に整合的であっても自制の対象とされている。これは、100年に1度と言われる深刻な経済危機にあつて、世界の経済や貿易の8、9割を占める主要国は、世界の経済情勢を悪化させかねないような措置は、たとえそれらが法律上認められた権利であっても差し控えることが適切だという考え方に立脚している。ただし、個々具体的な措置が G20 の政治的合意の対象かどうかの解釈は各国に委ねられている。現状維持を約束するいわゆるスタンダードスティール協定の合意が難しい状況の中で、タイムリーに国際社会に前向きなメッセージを発出することを重視し、厳密な対象範囲を確定しないまま、新たな障壁を設けること等は自制するとの簡潔な声明にとどめている。

WTO 事務局長が貿易政策検討組織(TPRB)に四半期毎に提出する報告書は、各国の貿易措置を事務局が監視した結果をまとめている。特定の措置が報告書に記載されても、それは WTO 事務局が当該措置やその意図を保護主義的だと判断したためではない、とされている(パラグラフ 12)。実際、報告書には、貿易を自由化または円滑化する措置も記載されている(パラグラフ 25)。これは、監視・報告により透明性が高まり、各国の様々な措置のうち問題の多いものについては導入を牽制する一定の効果が働くことから、報告書に掲載する措置の範囲について議論を紛糾させることなく、迅速に貿易措置の監視・報告の仕組みを立ち上げることを優先させている。

(概念図：貿易措置の分類)



(参考資料)

金融・世界経済に関する首脳会合声明 (2008年11月15日)

保護主義関係部分

【仮訳】

我々は、金融が不確実である時期に、保護主義を拒否し、内向きにならないことの決定的な重要性を強調する。この観点から、我々は今後12か月の間、投資及び物品・サービス貿易に対する新たな障壁を設け、輸出規制を課し、WTOに整合的でない輸出促進措置を講じることを自制する。さらに、我々は、WTOドーハ開発アジェンダが、志が高く、かつ、バランスのとれた成果を得て、成功裡に妥結することに導くようなモダリティに、年内に合意に至るよう努める。我々は、この目的を達成するよう自国の貿易担当大臣に指示するとともに、必要に応じて自らが直接に支援する用意がある。我々はまた、自国が先進国であるか新興国であるかに関わらず、グローバルな貿易システムにおいて最大の利害を有していること、したがって、各々がこの成果を得るために必要な前向きな貢献を行うことに同意する。

【原文】

We underscore the critical importance of rejecting protectionism and not turning inward in times of financial uncertainty. In this regard, within the next 12 months, we will refrain from raising new barriers to investment or to trade in goods and services, imposing export restrictions, or implementing World Trade Organization (WTO) inconsistent measures to stimulate exports. Further, we shall strive to reach agreement this year on modalities that leads to a successful conclusion to the WTO's Doha Development Agenda with an ambitious and balanced outcome. We instruct our Trade Ministers to achieve this objective and stand ready to assist directly, as necessary. We also agree that our countries, whether developed or emerging economies, have the largest stake in the global trading system and therefore each make the positive contributions necessary to achieve such an outcome.

ロンドン・サミット首脳声明（2009年4月2日）

保護主義関係部分

【仮訳】

保護主義への対抗と世界規模の貿易・投資促進

過去半世紀にわたり、世界の貿易拡大が豊かさの拡大を支えてきた。しかし今や貿易は25年ぶりに下落に転じている。需要の下落に、保護主義的圧力の増大と貿易金融の減少が追い打ちをかけている。世界の貿易と投資を再活性化させることは世界経済の成長を取り戻す上で不可欠である。我々は過去の時代における保護主義という歴史的な過ちを繰り返さない。そのため次の措置を講ずる。

- ・我々はワシントンにおけるコミットメントを再確認し、投資及び物品・サービス貿易に対する新たな障壁を設け、輸出規制を課し、WTOに整合的でない輸出促進措置を講じることを自制する。加えて、我々はこのような措置を講じた場合には速やかに是正する。この約束を2010年末まで延長する。

- ・我々は財政政策及び金融部門に対する支援の措置を含め、国内の政策措置による貿易及び投資へのマイナスの影響を最小限に食い止める。我々は金融保護主義、特に世界全体、中でも途上国への資本の流れを制約する措置はとらない。

- ・我々がかかる措置を講じた場合には速やかにWTOに通報する。また他の国際機関とともにWTOに対し、各々のマンデートの範囲内で、我々のこれらの約束の遵守状況について監視し、四半期毎に公に報告することを呼びかける。

- ・我々は同時に、貿易及び投資を促進し、円滑にするためのあらゆる可能な措置を採用する。

- ・我々は今後2年間にわたり、貿易金融を支えるため、輸出信用・投資機関および多国間開発銀行を通じ、最低でも2千5百億ドルを確実に用意する。また我々は我々の規制当局に対し貿易金融における資本要件の柔軟性を活用するよう求める。

我々は急務であるドーハ・ラウンドの志の高く、バランスのとれた妥結に引き続きコミットしている。これは、世界経済に対し年間1500億ドル以上の刺激効果がある。この目標を達成するため、モダリティを含め、現在までの進展に立脚することにコミットしている。

我々は今後、この決定的に重要な課題に改めて焦点を当てて政治的関心に向け、継続中の作業及び全ての関係する国際会議を活用して進展を牽引する。

【原文】

Resisting protectionism and promoting global trade and investment

World trade growth has underpinned rising prosperity for half a century. But it is now falling for the first time in 25 years. Falling demand is exacerbated by growing protectionist pressures and a withdrawal of trade credit. Reinvigorating world trade and investment is essential for restoring global growth. We will not repeat the historic mistakes of protectionism of previous eras. To this end:

- we reaffirm the commitment made in Washington: to refrain from raising new barriers to investment or to trade in goods and services, imposing new export restrictions, or implementing World Trade Organisation (WTO) inconsistent measures to stimulate exports. In addition we will rectify promptly any such measures. We extend this pledge to the end of 2010;
- we will minimise any negative impact on trade and investment of our domestic policy actions including fiscal policy and action in support of the financial sector. We will not retreat into financial protectionism, particularly measures that constrain worldwide capital flows, especially to developing countries;
- we will notify promptly the WTO of any such measures and we call on the WTO, together with other international bodies, within their respective mandates, to monitor and report publicly on our adherence to these undertakings on a quarterly basis;
- we will take, at the same time, whatever steps we can to promote and facilitate trade and investment; and
- we will ensure availability of at least \$250 billion over the next two years to support trade finance through our export credit and investment agencies and through the MDBs. We also ask our regulators to make use of available flexibility in capital requirements for trade finance.

We remain committed to reaching an ambitious and balanced conclusion to the Doha Development Round, which is urgently needed. This could boost the global economy by at least \$150 billion per annum. To achieve this we are committed to building on the progress already made, including with regard to modalities.

We will give renewed focus and political attention to this critical issue in the coming period and will use our continuing work and all international meetings that are relevant to drive progress.

(別表:国・地域別)

国・地域名	措置	措置分類
アルゼンチン	2008年10月15日、モーターバイク等について基準価格制の導入、輸入時に基準価格に基づく関税の暫定徴収の開始を告知。	②
	2008年10月23日、テレビモニタ、電気洗濯機製品について輸入事業者、輸出事業者、輸入物品の価格、数量などの情報を添えた申請を義務づける輸入許可制の導入を告知。	③
	2008年11月4日、エレベータ、繊維製品、鉄、鉄鋼製品等について輸入事業者、輸出事業者、輸入物品の価格、数量などの情報を添えた申請を義務づける輸入許可制の導入を告知。	③
	2008年11月5日、電気冷蔵・冷凍庫について基準価格制の導入、輸入時に基準価格に基づいて関税の暫定徴収の開始を告知。	②
	2009年1月30日、自動車部品、繊維、TV、鉄製パイプ、フラッシュメモリ等について基準価格制の導入を告知し、輸入時に基準価格に基づく関税の暫定徴収の開始を告知。	②
EU	2008年12月以降、欧州委員会は、ITA製品である携帯電話の一部について関税分類の変更(テレビ受信機能付き又はGPS機能付き携帯電話を、それぞれ高関税のテレビ又はGPS機器に分類し課税対象とする)を検討。	②
インド	2008年9月9日、食料・政府供給、消費者問題、公共配給省の2つの命令(Order)により、鉄鋼製品17品目をインド規格局による強制規格(Bureau of Indian Standards (BIS)規格)の対象に加える措置を告知。第1命令(棒鋼や線材など6品目)については同年9月12日より施行、第2命令(電磁鋼板、溶融亜鉛メッキ鋼板、ブリキなど11品目)については09年2月12日より施行。その後、2009年2月10日、第2命令の施行期日を2010年2月12日へ改正し、実施を1年間延期するとともに、インド規格番号1786(鉄筋用棒鋼・ワイヤー)、1993(ブリキ)、2062(熱延構造用鋼)については強制規格の適用除外とした。	④
	2008年11月18日、インフレ抑制の経過措置として、同年4月から無税となっていた大豆油の関税を20%、鉄鉱石・鉄鋼製品の関税を5%に引き上げることを告知。(この措置は、物価が低下傾向にあることを受け、従来の税率に戻したものの。)	①
	2008年11月20日、鉄鋼製品、自動車部品、タイヤへの一部の輸入に対してライセンス規制(輸入管理規則)の導入を告知。	③
	2009年1月2日、第2次景気刺激策の一環として、「熱機械処理の鉄棒や構造物の相殺関税(CVD)免除を撤廃、亜鉛および合金鉄の基本関税免除を撤廃」等を告知。	②
インドネシア	2008年12月24日、商業省は電気電子製品等の5分野529品目の輸入について、輸入業者登録と船積み前検査を義務づけるとともに、輸入港を5つの海港と国際空港に限定する商業大臣令を告知。同命令は2009年1月1日(一部は2月1日)に発効し、2010年末まで有効。	③
	2009年1月6日、工業省は鉄鋼製品(熱延鋼板、アルミ亜鉛メッキ鋼板)に関し、強制規格の導入を4ヶ月後および6ヶ月後の2段階で実施する工業大臣令を告知。本件措置については、2月23日及び24日付けでTBT委員会に通報済。このうち、熱延鋼板に係る強制規格は、5月6日から施行。実施規則は、5月中旬時点において未公表。	④
	2009年2月9日、政府調達において国内産品の比率を最大化するための大統領指示を発出。実施のための細則を検討中(国営企業も「政府」に含まれる模様)。	⑤
	2009年2月13日、財務省は石油化学製品、鉄、電子部品等の関税引き上げを告知。	①
	2009年2月18日、鉄鋼製品202品目の輸入について、輸入者登録と船積み前検査を義務づける旨を告知。4月1日から施行されているが、3月27日、商業大臣から財務大臣あてにレターが発出され、船積み前検査機関が確定するまでの暫定措置として、輸入者登録がなされていれば、4月1日以降も、船積み前検査なしで鉄鋼製品の輸入を認めることとした。	③

国・地域名	措置	措置分類
マレーシア	2008年11月15日、鉄鋼製品57品目について、海外企業に対しても、マレーシア規格もしくは国際規格への適合を要求するとともに、輸入港においてサンプル調査を実施することを告知。 (マレーシア政府は、数年前から国内鉄鋼メーカーに対して鉄鋼製品のマレーシア規格への適合を要求していたが、海外企業に同様の措置を導入したもの)	④
ロシア	2008年12月5日、自動車の関税引上げを告知。 2009年1月12日から9ヶ月間の時限措置として施行。対象は新車(製造後3年未満)及び中古車(同3年以上)(税率は単位排気量に応じた最低額を下回らない限り、3年未満は25%→30%、3~5年は25%→35%、5年以上は単位排気量による。日本から輸出されている代表的な車種で試算すると37%相当→67%相当)。	①
	2009年1月9日、一部の鉄鋼・鉄鋼製品に対する輸入関税の引上げを告知。 同年2月14日から9ヶ月間の時限措置として施行。 対象品目は棒鋼・形鋼、ステンレス熱延・冷延鋼板、継目無鋼管、大径ラインパイプ等で、引上げ幅は5%~15%。	①
	2009年1月9日、農業機械の関税引上げを告知。 同年2月14日から9ヶ月間の時限措置として施行。	①
	2009年4月7日、液晶・プラズマ等、ブラウン管を除くテレビの関税引上げを告知(10%→15%)。5月7日から9ヶ月間の時限措置として施行。	①
タイ	2009年1月26日、タイ工業規格局(TISI)は、製品規格の認証及び認証維持手続に係る新たな規則を公布し、同日付で施行。製品規格の取得及び更新における提出書類が追加され、輸入毎のサンプル調査、輸入者・工場単位の監査(年1回)等が実施されることとなり、手続が厳格化。 タイ工業規格局(TISI)は、同年3月4日、上記新規則を廃止し、同日付で別の新規則を公布、5月1日から施行すると発表。 なお、業種別の運用細則については、5月中旬時点で未公表。	④
米国	2009年2月17日に成立した2009年米国再生・再投資法において、米国製品の調達を義務づける「バイ・アメリカン条項」(*)と、金融安定化法に基づく支出を受け入れた企業に対して専門職に米国人の優先雇用を求める「エンプロイ・アメリカン条項」が存在。 ※①同法に基づく公共事業等に米国製の鉄鋼・工業製品に米国製使用の義務づける規定、②同法に基づく国土安全保障省の調達について米国製の繊維製品使用を義務づける規定、の2種類が存在。いずれの規定にも「国際約束の下での米国の義務に整合的な形で適用されなければならない。」との文言あり。	⑤
ベトナム	2008年12月19日、鉄鋼製品(半製品、鉄棒、熱延鋼板等)の関税引上げを告知。同年12月21日に施行。 2009年3月25日、鉄鋼製品(半製品、建設用条鋼類、冷延鋼板、めっき鋼板等)の関税引上げを告知。同年4月1日に施行。 2009年4月13日、鉄鋼製品(合金鋼線材)の関税引上げ(0%→10%)の告知。同年4月20日に施行。	①
	2009年2月10日、海外製の紙の大量輸入に歯止めをかけるために関税引上げを告知。同年2月16日に施行。 対象品目は新聞用紙(20%→29%)及び筆記・印刷用の塗布していない紙(25%→29%)。	①

措置分類:①関税引上げ、②関税関連、③輸入手続き、④規格、⑤政府調達

(別表: 措置分類別)

①関税引上げ

国・地域名	措置
インド	2008年11月18日、インフレ抑制の経過措置として、同年4月から無税となっていた大豆油の関税を20%、鉄鉱石・鉄鋼製品の関税を5%に引上げることを告知。 (この措置は、物価が低下傾向にあることを受け、従来の税率に戻したもの。)
インドネシア	2009年2月13日、財務省は石油化学製品、鉄、電子部品等の関税引き上げを告知。
ロシア	2008年12月5日、自動車の関税引上げを告知。 2009年1月12日から9ヶ月間の時限措置として施行。対象は新車(製造後3年未満)及び中古車(同3年以上)(税率は単位排気量に応じた最低額を下回らない限り、3年未満は25%→30%、3～5年は25%→35%。5年以上は単位排気量による。日本から輸出されている代表的な車種で試算すると37%相当→67%相当)。
	2009年1月9日、一部の鉄鋼・鉄鋼製品に対する輸入関税の引上げを告知。 同年2月14日から9ヶ月間の時限措置として施行。 対象品目は棒鋼・形鋼、ステンレス熱延・冷延鋼板、継目無鋼管、大径ラインパイプ等で、引上げ幅は5%～15%。
	2009年1月9日、農業機械の関税引上げを告知。 同年2月14日から9ヶ月間の時限措置として施行。
	2009年4月7日、液晶・プラズマ等、ブラウン管を除くテレビの関税引上げを告知(10%→15%)。 5月7日から9ヶ月間の時限措置として施行。
ベトナム	2008年12月19日、鉄鋼製品(半製品、鉄棒、熱延鋼板等)の関税引上げを告知。同年12月21日に施行。 2009年3月25日、鉄鋼製品(半製品、建設用条鋼類、冷延鋼板、めっき鋼板等)の関税引上げを告知。同年4月1日に施行。 2009年4月13日、鉄鋼製品(合金鋼線材)の関税引上げ(0%→10%)の告知。同年4月20日に施行。
	2009年2月10日、海外製の紙の大量輸入に歯止めをかけるために関税引上げを告知。同年2月16日に施行。 対象品目は新聞用紙(20%→29%)及び筆記・印刷用の塗布していない紙(25%→29%)。

②関税関連

国・地域名	措置
アルゼンチン	2008年10月15日、モーターバイク等について基準価格制の導入、輸入時に基準価格に基づく関税の暫定徴収の開始を告知。
	2008年11月5日、電気冷蔵・冷凍庫について基準価格制の導入、輸入時に基準価格に基づいて関税の暫定徴収の開始を告知。
	2009年1月30日、自動車部品、繊維、TV、鉄製パイプ、フラッシュメモリ等について基準価格制の導入を告知し、輸入時に基準価格に基づく関税の暫定徴収の開始を告知。
EU	2008年12月以降、欧州委員会は、ITA製品である携帯電話の一部について関税分類の変更(テレビ受信機能付き又はGPS機能付き携帯電話を、それぞれ高関税のテレビ又はGPS機器に分類し課税対象とする)を検討。
インド	2009年1月2日、第2次景気刺激策の一環として、「熱機械処理の鉄棒や構造物の相殺関税(CVD)免除を撤廃、亜鉛および合金鉄の基本関税免除を撤廃」等を告知。

③輸入手続き

措置	措置
アルゼンチン	2008年10月23日、テレビモニター、電気洗濯機製品について輸入事業者、輸出事業者、輸入物品の価格、数量などの情報を添えた申請を義務づける輸入許可制の導入を告知。
	2008年11月4日、エレベータ、繊維製品、鉄、鉄鋼製品等について輸入事業者、輸出事業者、輸入物品の価格、数量などの情報を添えた申請を義務づける輸入許可制の導入を告知。
インド	2008年11月20日、鉄鋼製品、自動車部品、タイヤへの一部の輸入に対してライセンス規制(輸入管理規則)の導入を告知。
インドネシア	2008年12月24日、商業省は電気電子製品等の5分野529品目の輸入について、輸入業者登録と船積み前検査を義務づけるとともに、輸入港を5つの海港と国際空港に限定する商業大臣令を告知。 同命令は2009年1月1日(一部は2月1日)に発効し、2010年末まで有効。
	2009年2月18日、鉄鋼製品202品目の輸入について、輸入業者登録と船積み前検査を義務づける旨を告知。 4月1日から施行されているが、3月27日、商業大臣から財務大臣あてにレターが発出され、船積み前検査機関が確定するまでの暫定措置として、輸入業者登録がなされていれば、4月1日以降も、船積み前検査なしで鉄鋼製品の輸入を認めることとした。

④規格

国・地域名	措置
インド	2008年9月9日、食料・政府供給、消費者問題、公共配給省の2つの命令(Order)により、鉄鋼製品17品目をインド規格局による強制規格(Bureau of Indian Standards(BIS)規格)の対象に加える措置を告知。 第1命令(棒鋼や線材など6品目)については同年9月12日より施行、第2命令(電磁鋼板、溶融亜鉛メッキ鋼板、ブリキなど11品目)については09年2月12日より施行。 その後、2009年2月10日、第2命令の施行期日を2010年2月12日へ改正し、実施を1年間延期するとともに、インド規格番号1786(鉄筋用棒鋼・ワイヤー)、1993(ブリキ)、2062(熱延構造用鋼)については強制規格の適用除外とした。
インドネシア	2009年1月6日、工業省は鉄鋼製品(熱延鋼板、アルミ亜鉛メッキ鋼板)に関し、強制規格の導入を4ヶ月後および6ヶ月後の2段階で実施する工業大臣令を告知。 本件措置については、2月23日及び24日付けでTBT委員会に通報済。このうち、熱延鋼板に係る強制規格は、5月6日から施行。実施規則は、5月中旬時点において未公表。
マレーシア	2008年11月15日、鉄鋼製品57品目について、海外企業に対しても、マレーシア規格もしくは国際規格への適合を要求するとともに、輸入港においてサンプル調査を実施することを告知。 (マレーシア政府は、数年前から国内鉄鋼メーカーに対して鉄鋼製品のマレーシア規格への適合を要求していたが、海外企業に同様の措置を導入したもの)
タイ	2009年1月26日、タイ工業規格局(TISI)は、製品規格の認証及び認証維持手続に係る新たな規則を公布し、同日付で施行。製品規格の取得及び更新における提出書類が追加され、輸入毎のサンプル調査、輸入者・工場単位の監査(年1回)等が実施されることとなり、手続が厳格化。 タイ工業規格局(TISI)は、同年3月4日、上記新規則を廃止し、同日付で別の新規則を公布、5月1日から施行すると発表。 なお、業種別の運用細則については、5月中旬時点で未公表。

⑤政府調達

措置	措置
インドネシア	2009年2月9日、政府調達において国内製品の比率を最大化するための大統領指示を発出。実施のための細則を検討中(国営企業も「政府」に含まれる模様)。
米国	2009年2月17日に成立した2009年米国再生・再投資法において、米国製品の調達を義務づける「バイ・アメリカン条項」(*)と、金融安定化法に基づく支出を受け入れた企業に対して専門職に米国人の優先雇用を求める「エンプロイ・アメリカン条項」が存在。 ※①同法に基づく公共事業等に米国製の鉄鋼・工業製品に米国製使用の義務づける規定、②同法に基づく国土安全保障省の調達について米国製の繊維製品使用を義務づける規定、の2種類が存在。いずれの規定にも「国際約束の下での米国の義務に整合的な形で適用されなければならない。」との文言あり。

(注)「(別表:国地・地域別)」を措置別に並べ替えたもの